

## 伊賀アーティストバンク設置要綱

(趣旨)

第1条 伊賀市に在住及び在勤、または活動拠点を持つ音楽家、作家、画家等の芸術活動を行う人材（以下、「アーティスト」という。）の情報を集積・公開することにより、アーティストの発表の場の拡大を支援するとともに、市民の芸術鑑賞及びワークショップ等の芸術体験の機会を提供し、市民活動の支援及び文化振興に寄与することを目的に、伊賀アーティストバンク（以下、「アーティストバンク」という。）を設置する。

(登録要件)

第2条 アーティストバンクに登録できるのは、次の各号のいずれにも該当するアーティストとする。

- (1) 芸術活動を行う個人または団体（プロ・アマチュアを問わない）であるもの
- (2) 市民の依頼に応じて公演、作品の公開及びワークショップ等の活動（以下「公演等」という。）の実施が可能であるもの
- (3) 市民に芸術体験の場を積極的に提供することが可能であるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、アーティストバンクに登録することができない。

- (1) 18歳未満の者で、保護者の同意無しに登録しようとするもの
- (2) 政治・宗教活動又は、営利活動を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反する行為を目的に登録しようとするもの
- (4) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (5) 暴力団及びこれに準じる団体に関わっていると認められるもの
- (6) その他、登録することが不適格と認められるもの

(登録申請)

第3条 登録希望者は、「伊賀アーティストバンク登録（変更）申請書」（第1号様式）のほか、活動中の映像を記録した媒体及びメンバー写真（以下、「資料」という。）を添付して、公益財団法人伊賀市文化都市協会（以下、「財団」という。）に申請しなければならない。

2 登録申請に係る費用は無料とする。

3 アーティストバンクの登録は、随時受け付けるものとする。

(登録及び通知)

第4条 財団は、前条1項の規定による申請があったときは、審査の上、登録の可否を決定するものとする。

2 財団は、申請者をアーティストバンクに登録したときは、その旨を当該申請者に通知するとともに、当該申請者の同意を得ている情報について、公開するものとする。

3 財団は、申請者をアーティストバンクに登録しなかったときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 アーティストバンクに登録したもの（以下、「登録者」という。）は、申請した内容に変更が生じたときは、速やかに登録（変更）申請書により変更の申請を行わなければならない。

2 財団は、前項の申請があったときは、速やかに当該申請に係る内容を変更するものとする。

(登録の抹消)

第6条 財団は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。なお登録を取り消した場合は、財団は速やかに結果を通知するものとする。

- (1) 登録者から登録を取消す旨の申出があったとき。

- (2) 公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (3) アーティストバンクを利用して、政治・宗教又は営利目的の活動を行ったとき。
- (4) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (5) その他、財団が不適格と認めたとき。

(登録者の招聘)

第7条 登録者を公演等に招聘しようとする者（以下「利用者」という。）は、登録者に直接交渉するものとし、財団はこれに関与しない。

2 利用者は、公演等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者を招聘することができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (2) 中傷又は第三者に損害若しくは不利益を与えることを目的とするとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき。
- (4) 犯罪行為を誘発することを目的とするとき。

(費用の負担)

第8条 利用者が登録者を招聘したことにより要する費用は、利用者が負担するものとする。

2 財団は、利用者が登録者を招聘したこと起因して、利用者又は第三者が受けた損害等について、一切の責任を負わない。

(アーティストバンクの終了)

第9条 財団は、相応の理由があるときは、登録者の承諾無くアーティストバンクを終了することができる。

(個人情報の取扱い)

第10条 財団がアーティストバンクを通じて知り得た個人情報に関する取扱いは、公益財団法人伊賀市文化都市協会個人情報保護規程に準ずるものとする。

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、財団が定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。